

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月23日法律第78号）によると、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法）と定義されています。この条文の中の「参画」とは単なる「参加」ではなく、自らの意思によって主体的に企画や立案から意思決定、そして実施までの全ての段階に参加するということを表しています。

すなわち、家庭・地域・学校・職場など社会のあらゆる場面で、男性であることや女性であることに関わらず、自らの意思に基づく生き方が実現でき、男女が対等なパートナーとして共に支え合い、個性と能力を十分に発揮できる社会が男女共同参画社会です。

国内において、少子高齢化の進展や国内経済活動の成熟化等、社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっており、その促進に関する施策の推進を図ることが求められています。

また、市町村においては、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」（同第十四条）と規定され、市町村には、地域の風土や伝統文化、慣習、住民意識、経済状況など踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて取組んでいくことが求められています。

玉東町では、これらを踏まえ、よりよい地域社会の実現のために、「第3次玉東町男女共同参画計画」を策定します。



2 第2次玉東町男女共同参画計画の成果と課題

平成23年3月に策定した第2次男女共同参画計画の基本理念「すべての人が人として心豊かに暮らせる町をめざして」のもと、5つの基本目標を設定し、具体的な施策に落とし込み、取り組んできました。取組の成果と課題について次のとおり統括します。

基本目標 1 男女共同参画への理解の促進 に対する成果と課題

人々の意識の中に形成された性別に基づく「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識や性差に関する偏った認識解消のため、広報や図書の掲示、講演会の実施等を通して意識啓発を行っています。

また、生涯学習の分野において、男性料理教室を開催する等、固定的な性別役割分担意識の解消を図る取組みを行い、託児事業等を実施しながら誰もが参加できる生涯学習の取組みを実施しています。

その他、職場（玉東町役場）においては、性別にとらわれない能力開発と、能力・適正を重視した登用をしていますが、町内事業所への周知や現状把握ができていない状況です。

施策の方向	具体的施策	取組内容	担当課における評価
意識改革に向けた広報・啓発の推進	広報等を活用した啓発の充実（総務課）	・ 広報ぎょうこう・町ホームページを活用して意識啓発を行う。	・ 令和5年度より広報に関連記事を掲載し、意識啓発を行っている。
	学習の場を通した啓発（総務課）	・ 学習の場で、町民を対象とした講演会や学習会を開催する。	・ 人権に関する研修会を実施した。
	図書による意識の啓発（社会教育課）	・ 男女共同参画週間（6/23 から 6/29）にあわせて “男女共同参画・男性問題・女性問題”をテーマとした本の展示を行う。	・ 男女共同参画週間という期間があること自体、知らない方が多いので、ポスター掲示・本の展示することにより周知することができた。
生涯学習における男女共同	地域における事業の推	・ 男性料理教室を実施し、固定的な性別役割	・ 男性料理教室開催の中で参加者の役割分担意識解消につな

参画の推進と 充実	進（保健介 護課）	分担意識を解消する。 ・託児付の講座 ・イベントの実施により女性の参加を促進する。（社会教育課）	る取り組みが出来ていると思われる。教室参加後、家で料理をするようになった人8割。 ・オレンジハートクラブのエアロビ・ヨガやつどいの広場の事業のなかで託児付きのイベントを実施した。コロナ禍であり、令和2年度、3年度については中止となったイベントが多かったが、個別対応にするなど形を変えて実施し、一定数の参加を得た。
職場における 男女共同参画 の意識づくり	イベントの 周知	・男性中心の体制だった組織においても、女性の職域を拡大し、女性の積極的な採用や登用を進める。（総務課）	・女性が担当者になることによって、女性視点の防災対策が進んだ。
	性別にとら われない能 力開発と、 能力・適正 を重視した 登用	・女性が自信と誇りを持ち仕事ができるよう、研修会への参加を促す。（総務課）	・男女の性差なく、研修会への参加促進を実施している。
	事業所に対 する周知・ 啓発	・国や県、関係機関等と連携し、事業主に対して、男女雇用機会均等法と女性活躍推進法の周知・啓発を行う。（総務課）	・関係機関主催によるセミナーや法制度に関するチラシ等の案内を窓口に配架した。

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり に対する成果と課題

町の広報や、社会教育の一環で男女共同参画に関する意識啓発を行いましたが、新型コロナウイルスの影響により、講演会等の実施による施策展開が停滞していました。

町におけるDVについては、国の動向と同様に増加傾向にあります。玉東町虐待防止連絡協議会での早期発見により、相談支援体制に繋がっていますが、今後もあらゆる暴力根絶に向けて、未然の防止のための周知啓発活動の実施を徹底する必要があります。また、町内各種団体の連携により早期発見へ繋げる必要があると考えます。

施策の方向	具体的施策	取組内容	担当課における評価
人権教育の推進	男女のあり方をテーマにした教育	・児童・生徒の人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実を図る。（教育委員会） ・PTA 活動等を通して、保護者にも男女共同参画意識の啓発を推進する。（教育委員会）	・放課後子ども教室などで車いすバスケット選手を招いた人権教育や男女平等の意識啓発を行った。 ・郡や町のPTA の研修活動において男女平等や人権啓発の講習会を行っていたが、コロナにより集まったの研修会の開催が困難になり、限られた人数を対象とした活動しか行えていない。
あらゆる人権が尊重される啓発の推進	地域人権教育指導員による啓発	・地域人権教育指導員を中心に、人権に対する読み聞かせや、広報ぎよくとう ・研修会等を通じて教育・啓発を推進する。	・広報ぎよくとうで、何度か特集をし、地域人権教育指導員を中心として広報で何度か特集をくみ、啓発を行ったり、研修会での教育を中心に活動したりして、反響があり効果はとてもあったように感じた。 ・研修はできなかった。
男女間におけるあらゆる暴力の根絶	あらゆる暴力の根絶にむけての啓	・DV や様々なハラスメントを含むあらゆる暴力の根絶に向けて、行政	・月1回の法律相談を実施し、DVに関する案件を受付、関係機関へのあっせんをおこなっている。

	発活動の 推進	や警察のみならず地域団体や町民、関係機関と連携した啓発活動を推進する。 ・玉東町虐待防止連絡協議会と連携し、暴力等による被害の予防・早期対策にあたる。	・DV相談件数（児童虐待面前DV含む）も増えてきている。保健師・社会福祉士・心理士等でチームを組みながら暴力を受けた本人への支援及び児童への支援を行っている。また、DV被害者への自立支援のための母子生活支援施設等の入所支援など玉東町虐待防止連絡協議会の関係機関と連携を図りながら支援を行った。
--	------------	---	---

基本目標 3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり に対する成果と課題

男女の働き方の見直しや家庭生活や地域活動への参画を推進し、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう社会で支える仕組みを進める必要があります。そのために、仕事と生活を両立していくことの重要性を浸透させるため啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスが実現できるような施策に取り組みました。

しかしながら、依然として育児・家事・介護にかかる時間は女性の方が多く、家庭の役割は女性に偏っています。その背景には男性の長時間労働により仕事以外の時間をとることができないことも一つの原因であると考えられます。

施策の方 向	具体的施策	取組内容	担当課における評価
安心して 働くこと のできる 環境づく り	ニーズに応じ た子育てサー ビス等の充実	・家庭における子育てに関する負担を軽減し、女性の社会参画を推進するため延長保育・一時保育・学童保育・障がい児保育・ファミリーサ	・出産後もフルタイムで働く女性の増加や移住者の増加により様々な子育て支援サービスに対する需要は高まっており延長保育、一時預かり、ファミリーサポートセンター事業

		ポートセンター事業等の制度の充実を図る。	については利用者の増加がみられる。サービスの利用をしやすいように利用料負担軽減事業を実施した。一方で担い手の確保について課題が残る。
	家族の介護への支援	・ 家族の介護の負担軽減を図るため、介護予防教室等を継続して実施する。 ・ 認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる地域を目指し、地区サロン等の介護予防事業で認知症予防に取り組む。	・ 包括支援センターが認知症を抱える家族介護の相談対応の中で女性の仕事継続ができるような介護サービス調整を行った。また、介護者の精神的なストレスに対して認知症カフェやともに歩む会活動の中で介護者交流や相談事業を行い精神的な安心を図る取組を行った。 ・ 認知症の本人または家族が安心して暮らすことができるように認知症に対する普及啓発のための研修を行った。 ・ MCI（初期の認知機能低下）を早期発見支援できるように脳いきいき教室等の介護予防教室を実施した
ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)の推進	ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)の推進	・ 家庭生活や育児と仕事の両立を図るため労使双方の意識改革を進める。 - また育児休業制度が普及するように事業者や被雇用者に働きかけ男女の働き方の見直しを図る。	・ 関係機関作成のチラシ等を窓口に配架した。

	農林水産業分野における就労環境改善の推進	・女性の能力発揮を推進するため、女性の「個」としての地位確立及び経営参画を促すため“家族経営協定締結”を推進する。	・新規就農者に対し家族経営協定の説明を行い、制度に対し周知を行っている
男性の家事・育児への参加促進	男性の家事・育児参加	・母子手帳交付時に併せて“父子手帳”の交付を行い、父親の育児参加の意識付けを行う。 ・食生活改善推進委員による食に対する啓発を行い、男性が参加しやすいように男性限定の料理教室を開催する。	・母子手帳交付時にパパ手帳の配布を行っている。交付資料に同封しており、交付時に説明を行っている。育児休暇の増加や一緒に健診に参加する父親の増加も増えており、父親としての意識付けに役立っていると考える。 ・食生活改善推進員による男性料理教室、毎年10回開催。コロナ禍でも実施希望の声あり人数調整や実施方法を変化（お弁当作り）し出来る範囲で継続実施した。
生涯を通じた健康支援	健康の包括的支援体制の充実	・生涯を通じた健康保持のため、男女特有のがん検診等の受診体制の整備、ライフステージごとに変化する心身の健康を生涯にわたって支援するための体制の充実を図る。	・男性：前立腺がん、女性：乳がん、子宮頸がんについては、個別健診の実施や、人間ドッグでの助成を実施したり、節目の年代対象者には無料クーポンを配布したり、未申込者への再度案内等を実施し、早期発見を促すための受診体制の整備を実施してきた。他がん検診含め、がん検診の受診率は上昇してきている。 ・コロナ禍でも、受診体制を確保し、受診できる体制を整備し、受診率を維持した。

			・ MCI（初期の認知機能低下）を早期発見支援できるように脳いきいき教室等の介護予防教室を実施した。
	誰もが参加しやすい 生涯スポーツの推進体制	・ 家事や育児を理由にスポーツから遠ざかる傾向にあるため、託児付のスポーツ教室を実施し、誰もが参加しやすい環境を作る。	・ 託児付のスポーツ教室については、子育て中のお母さんからはとても好評でスポーツに集中できることもありこれからも続けていきたい事業となっている。1歳未満の子供を持つ親は会費無料にしている。しかし、子育てサロンでチラシを配布したりしているが、参加者がそれほど多くない。

基本目標 4 災害時における男女共同参画体制づくり に対する成果と課題

平成 28 年 4 月の熊本地震での経験を踏まえ、乳室や更衣室の必要性や女性用品の供給等、男女のニーズの違い等により配慮が不足するなど、災害時の課題が顕在化したことを踏まえ、男女共同参画の視点を生かした防災体制づくりを進めました。一方で、町防災会議の構成員に占める女性の割合が低く、女性の意見が十分に反映されているものとは言えない状況があり、潜在的なニーズを捉えられていない可能性があります。

施策の方向	具体的施策	取組内容	担当課における評価
防災対策・避難所	防災に関する施策・方針決定過程での女性の参画	・ 男女双方の視点を反映した防災体制の整備を推進するため、防災会議や地域における防災組織等の意思決定の場への女性の参画を推進する。	・ 現在、防災会議の女性構成員は 14 名中 1 名であり、多いとは言えない状況である。
運営等への男女共同参	安心安全な避難所運営	・ 女性をはじめとする多様なニーズ（高齢者・子ども・	・ 段ボールベッドやコロナ対策による消毒液の設置など、誰もが安心して快適に

画視点の取り入れ		障がい者等）を反映した安心した避難所を開設する。 ・避難所運営にあたり、性別によって役割を固定化するのではなく、一人ひとりの希望を尊重し、話し合いで決定する。	過ごせる避難所運営が出来た。 ・福祉センターと保健センターについては、多目的トイレ等があり多様なニーズに対応している。また、新たな課題としてコロナ感染症やパーソナルエリアの確保でも対応できたと思う。
	女性・高齢者・子ども等に関連した物資の備蓄	・それぞれの立場に必要な物資を提供できるよう女性の意見を取り入れる。 ・女性用の物資の確保や女性による配布体制づくりを行う。	・避難所開設時、対応する職員が男性職員のためのケースがあり、女性の立場を配慮した運営が出来ていないときがあった。 ・物資の備蓄箇所毎に、女性用物資等が備えられていないケースがある。

基本目標5 男女共同参画社会を目指した推進体制づくり に対する成果と課題

計画に基づき、様々な施策を総合的・効果的に推進するために、役場職員の男女共同参画についての認識を深め庁内の推進体制を強化、関係部局と連携を図りました。

一方で、各種審議会や委員会における女性の割合は、21%程度であり十分に女性の意見が反映される体制とは言えない状況です。

また、女性の人材育成や能力開発においては、取り組めていない現状です。

まちづくり分野においては、情報収集や公開が積極的に取り組めていない状況であり、今後、事業所等へアンケート等を行うことで地域の特性の把握を行い、男女共同参加社会の形成に努める必要があります。

施策の方向	具体的施策	取組内容	担当課における評価
女性の参画の推進	政策・方針決定の場への女性の参画拡大	・各種審議会・委員会等において、委員改選時、積極的な女性登用に全庁的に取り組み、女性の意見が反映される体制づくりに努める。	・委員会改選時に女性の登用を積極的に行うよう、随時庁内会議において周知している。
	女性の人材育成と能力開発	・女性の生きがいに繋がる講座や能力を伸ばすための学習・研修の充実を図る。 ・各種イベントに子どもがいても参加しやすいよう、町主催の講演会等には託児所の確保に努める。	・学習会や研修は実施していない。 ・町主催講演会における託児所の確保については各課で対応している。
協働によるまちづくりの推進	国・県・他市町村との連携	・先進的な取組事例等の情報を収集し、情報提供に努める。 ・国における「女性活躍推進法」の策定や施策の充実を踏まえ、国関係機関との連携、国が実施する施策の活用等を図る。	・国や県における情報を収集し、情報提供に努めた。
	町民・各種団体等との連携	・関係機関・団体等が一体となり地域の特性を活かした男女共同参画社会の形成に取り組む。	・地域の特性の把握があまり進んでいない。

1 計画策定の目的及び基本理念

社会経済情勢等が急速に変化するなかで、すべての人が性別に関係なく、互いを尊重し支えあう多様性に富んだ持続可能な社会の実現が求められています。そのためには、全住民が社会の対等な構成員として互いの人権を尊重し、責任を分かち合うことが必要です。

図1に見るように、玉東町における男女の人口は、ほぼ同数ですが、高齢になるほど女性の割合が増加する見込みです。少子高齢化、人口減少社会にある現代、持続的な社会の成長を実現していくためには、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠といわれています。地方創生にあたっては女性の活躍が鍵であり、活力ある地域社会の実現に向けて女性の活躍を推進していくことが重要であり、そうした社会の形成や環境の整備のためには、大きな阻害要因である固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消をはじめ、男性片働き世帯が多かった時代から残る男性中心の社会制度や、長時間労働等を当然とする働き方などの見直しを進めていかなければいけません。

さらに、子育てや介護環境等を支える社会基盤も充実させる必要があり、国、県及び市町村の連携とともに、企業、県民及び各種団体の組織的な対応が不可欠です。

つまり、社会に生きるすべての人が、それぞれの立場や状況を思いやり、認め合い、それが「幸福（well-Being）^{ウェルビーイング}」（※1）」を実感できる社会づくりのための仕組みを作っていく必要があります。

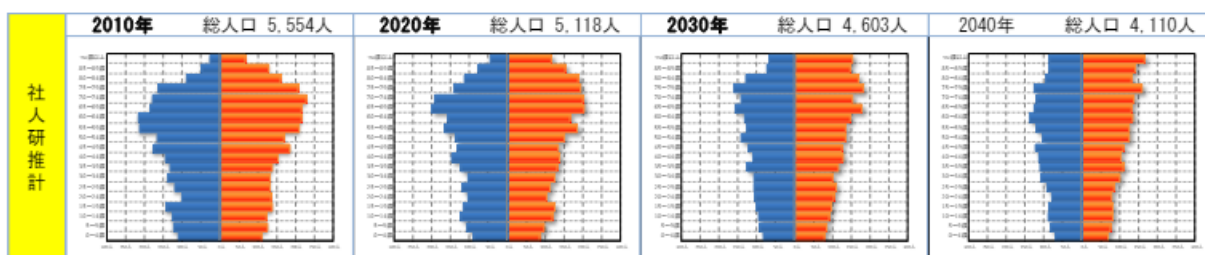


図1 男女別人口ピラミッド（「玉東町人口ビジョン（令和元年度改訂版）」より）

※1 well-Being ^{ウェルビーイング} ウェルビーイング ある人にとって本質的に価値のある状態、肉体的・精神的・社会的に善い状態、それが持続している状態を指します。

※2 SDGs ^{エスディージーズ} Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。2015年9月に開催された国連総会において全加盟国の一致により決定した国際目標。「環境」「社会」「経済」に関する17の目標と169のターゲットで構成される。

令和6年1月に町民対象に実施した「男女共同参画に関する町内意識アンケート調査結果」（以下、意識調査）問6ー4（P37）において、現在の玉東町での生活は幸せだと感じますかという問いに対して、92.9%の人が「とても感じる（25%）」、「まあまあ感じる（67.9%）」と回答されています。^{エスディジーズ}SDGs（※2）の目標には、「誰一人取り残さない」世界の実現という言葉があるように、町に住むすべての人が幸福を実感できるよう、「玉東町第3次男女共同参画計画」では、これまでの取り組みの検証を行いながら国・県の動向や社会の情勢の変化に対応した内容とし、次に掲げる基本理念を原点に具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進していきます。

基本理念

『すべての人が多様性を認め合い、それぞれが幸福（well-being）^{ウェル}を実感できる社会の実現をめざして』

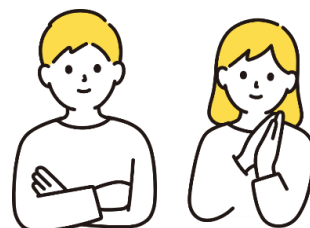
2 計画の位置づけ

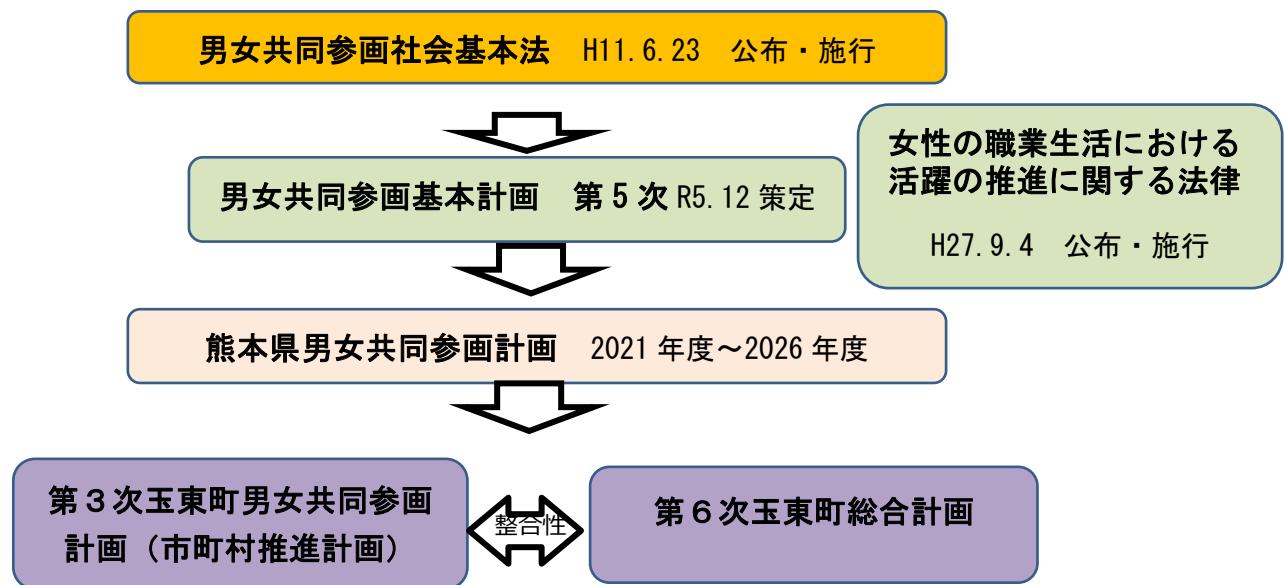
本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、市町村男女共同参画計画に位置づけられています。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に定める市町村推進計画を包含するものとします。

計画策定にあたっては、「男女共同参画社会基本法」で示されている基本理念等に基づき、国や県の「男女共同参画基本計画」等踏まえ、第2次玉東町総合計画の関連計画との整合性を勘案し策定しています。

住民、関係団体等が相互に連携しながら、それぞれの立場で、自ら考え、行動するために共有する指針となる計画です。

「男女共同参画」なんて難しい言葉に聞こえるけれど、「やれる人が、やれる分をやれるしこ！（できるひとが、できることをできるだけ）」。それぞれが得意なことで補い合い、お互いを思いやることができる社会をつくることのできたらいいですね！





3 計画期間

この計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢等の変化や進捗状況に対応し、必要に応じて見直しを行いさらなる推進を図ります。

4 計画の推進体制

本計画に関する施策は広範囲にわたるため、全庁的な体制で取り組みます。職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め共通認識を持ち、計画の進捗管理について他の部署と連携しながら効果的な施策の推進に努めます。

また、学識経験者や地域住民の代表をメンバーとする「玉東町男女共同参画社会推進懇話会」を開催し、計画の実施状況の見直し・点検を行うことで外部の意見を反映させていきます。

本計画は、町が直接取り組む施策だけではなく、住民をはじめ各種団体、事業所等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し主体的な取り組みを展開することが必要となります。そのため、本計画の周知を図り、各種団体等と連携・協働のもと取り組んでいきます。

1 行動計画

第Ⅱ章を踏まえ、第3次計画では、次の施策を中心とした行動計画をたて、実施可能な取組内容を示し取り組んでいきます。

基本目標1 男女共同参画社会実現のための意識啓発と人権尊重の理解促進

人々の意識の中に形成された性別に基づく偏った認識は、意識調査問1（P25～28）にもみられるように、町においては依然として存在します。これらの解消のため、男女共同参画の理念等について分かりやすい広報を行い、あらゆる学習の場等を通して意識啓発を行います。また、これらの男女共同参画社会の基盤には、すべての人が互いの人権を尊重する意識付けが必要です。そのための人権教育のさらなる推進と意識の醸成を図ります。

施 策	取組内容（担当課）
男女共同参画の実現に向けた意識改革	○固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消 ・ 広報ぎょくとうや町ホームページ等において意識啓発を行います。（総務・企画財政課） ・ 男女共同参画週間(6/23 から 6/29)等、機会に応じて“男女共同参画・男性問題・女性問題”をテーマとした本の展示を行います。（教育委員会）
男女共同参画の視点にたった教育・学習の充実	・ あらゆる学習の場で、町民を対象とした講演会や学習会を開催します。（総務課・教育委員会） ・ 男性料理教室をひきつづき実施し、固定的な性別役割分担意識を解消します。（保健介護課） ・ 託児付の講座・イベントの実施により女性の参加を促進します。（全課）
男女共同参画の視点に立った人権教育の推進	・ 子どもや若年層に対して、人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実を図ります。（教育委員会）

	・PTA 活動（研修）等を通して、保護者にも男女共同参画意識の啓発を推進します。（教育委員会） ・地域人権教育指導員を中心に、人権読み聞かせや、広報ぎょうこうや研修会等を通じて教育・啓発を推進します。（教育委員会）
--	--

基本目標2 生涯にわたる^{ウェルビーイング}Well-Being（P11※1）を実現するための環境づくり

生涯にわたり心身ともに健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会実現への第一歩です。男女の身体的な違いを踏まえ、各ライフステージに対応した適切な健康保持・増進を支援します。

幼児期から「性=いのち」について学び、思春期以降は男女ともに将来の妊娠等も意識し自分の心身の健康管理を行うことが重要です。様々な選択肢のなか自分の人生として納得のいく選択ができるよう、「プレコンセプションケア（※3）」等、望む人には適切な時期に妊娠出産に至る準備ができる体づくりについての学びを深める取り組みを進めます。

男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が多いこと等により、女性が貧困に陥りやすいため、公正な待遇が図られた多様な働き方の普及を行います。また、就労困難、病気、債務問題など様々な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行う体制を整え、支援を行います。

施策の方向	取組みの内容
生涯を通じた健康支援	○健康の包括的支援体制の充実 ・現在、悪性腫瘍（がん）の発生率が高くなってきているため、検診の受診体制（人間ドック助成、節目の年代対象者へクーポン配布）を継続し、早期発見・早期治療につなげ、生涯を通じた健康保持に努めます。（保健介護課） ・ライフステージごとに変化する心身の健康を生涯にわたって支援するための体制の充実を図ります。（保健介護課） ○妊娠出産に関する健康支援 ・不妊治療やプレコンセプションケア等、妊娠できる体づくりの支援を行います。（保健介護課）

	・助産師が、産後自宅訪問を行うなど、女性の心身のケアに努めます。（保健介護課） ○「性＝いのち」への学びを深める取り組み ・幼児期から学童期にかけて「性＝いのち」の教育を実施する（助産師による講和等）。思春期以降はプレコンセプションケア等の取り組みを行います。（保健介護課） ○誰もが参加しやすい生涯スポーツ等の推進 ・家事や育児による負担増を理由に子育て世代が運動不足になるケースが多いため、「地域総合型スポーツクラブおれんじはあとクラブ」では、男女ともに利用できる託児付のスポーツ教室を充実させ、誰もが参加しやすい環境を作ります。また、そうした活動に参加することにより生涯にわたって趣味やスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活が送れるようサポートします。（教育委員会）
生活困窮者への支援	○生活困窮者への包括的相談体制の構築 ・生活相談ネットワーク会議等を利用し、それぞれの課題に向き合った支援策を庁内連携のもと講じます。（総務課・全課） ・社会課題のひとつとなっている「生理の貧困」について、周知啓発を図り、学校や公共施設において生理用ナプキンの無償配布を行います。（総務課） ○ひとり親への支援体制の強化 ・女性のひとり親家庭の困窮割合が増加しているため、就業支援や助成金その他情報を周知し、安心して子育てができる環境を整えます。（保健介護課・町民福祉課） ・優先的に町営住宅の提供を行うなど、安心して暮らすことができる環境整備を行います。（建設課）

※3 プレコンセプションケア：将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

基本目標3 あらゆる分野における女性の参画拡大とライフ・ワーク・バランスの推進

近年、共働き世帯は増加傾向にあり「夫は仕事・妻は家庭」等の固定的な性別役割分担意識については、徐々に解消されつつありますが（意識調査 問3-1, 2 P32）、依然として子育て・家事・介護等の負担を女性が多く担っています。これらは、社会活動における女性の主体的な参画を困難にしている原因の一つとなっているため、誰もが安心して働くことのできる環境づくりを行います。

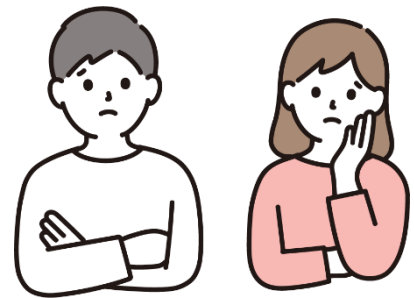
職場では、働き方改革を促進し、仕事と家庭生活の調和＝ワーク・ライフ・バランス（※4）を図っていく必要があります。意識調査問2-5（P29）によると、男性が育児や介護、家事、地域活動に積極的に参加していくためには、家族間のコミュニケーションや、職場や周囲の理解を深めることが必要であるという回答が多くありました。町民や事業者に対して、その意義や成果を周知することで、社会全体で育児や介護等を支える環境整備に取り組みます。

男女が共に個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが重要となるため、女性の職業能力の育成・能力発揮支援に努めます。

施策の方向	取組内容
ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)の推進	○職場風土の改革 ・ワーク・ライフ・バランスの実現（長時間労働を是正、休暇取得促進等）の必要性に関する周知啓発を行います（総務課）。 ・家庭生活や育児と仕事の両立を図るため労使双方の意識改革を推進します。（総務課） ・育児休業取得者の発生した職場の負担軽減の取組事例や、育児休業からの復帰に伴う研修などの取組事例について、情報を収集し発信します。（総務課） ・育児休業制度の普及のため、事業者や被雇用者に働きかけ、男女の働き方の見直しを図ります。（総務課・産業振興課）
女性の多様なキャリアデザインを促進する	○女性の人材育成と能力開発 ・女性の生きがいやキャリアアップに繋がる講座や能力を伸ばすための学習・研修の充実を図ります。（全課）

	・各種イベントに子どもがいても参加しやすいよう、町主催の行事では託児所の確保に努めます。（全課） ○農林水産業分野における就労環境改善の推進 ・女性の能力発揮を推進するため、女性の「個」としての地位確立及び経営参画を促すため“家族経営協定締結”を推進します。（産業振興課） ・農業におけるDXを推進し、女性が就農しやすい環境の整備（機械化等）を進めます。（産業振興課）
就労支援	○妊娠・出産に伴う就業環境整備の推進 ・妊娠出産とともに仕事を辞める女性がみられる現状を踏まえ、女性が継続して就労できるように、町内事業所に対して妊娠や出産に関する理解促進を行い、就労の継続を可能とする職場環境の整備を推進します。また、子育てがひと段落した女性の再就職への支援環境を整備します。（総務課）
誰もが安心して働くことのできる環境づくり	○ニーズに応じた子育てサービス等の充実 ・家庭における子育てに関する負担を軽減し、女性の社会参画を推進するため延長保育、一時保育、学童保育、障がい児保育、病児・病後児預かり等の制度の充実を図る。また、ファミリーサポートセンター事業等と連携しながら子育て支援に取り組みます。（保健介護課等） ○家族の介護への支援 ・今後、後期高齢者の人口増加が続くなか、介護認定者の割合も増加していくことが予測されます。家族介護を支える介護保険サービスの安定的な運営、介護認定者を増やさない介護予防の取り組みを行います。また、家族や地域の認知症への理解と対応力の向上を目指した地域づくりの取り組みを継続して行います。（保健介護課）
男性の家事・育児への参加促進	・母子手帳交付時に併せて“父子手帳”の交付を行い、父親の育児参加の意識付けを行います。（保健介護課） ・食生活改善推進委員による食に対する啓発を行います。男性が参加しやすいように男性限定の料理教室を開催します。（保健介護課） ・職場で育児休暇を取得する男性を増やすための周知啓発活動を行います。（総務課）

家庭生活において、女性の家事負担が多いことに気づいていない男性が多いようです。女性が一定程度家庭にいない期間を設ける等すれば、そのことに気づくのかも！



ジェンダーギャップというよりジェネレーションギャップ。若い世代には理解があっても、高齢の世代がには理解がないということも。「男性が皿洗いをするなんて」「女性が夜、会議や懇親会等で出歩くななんて」と言われたという声も…。

※4 ワーク・ライフ・バランス：仕事とプライベートの調査を目指すこと。仕事とプライベートの両方を充実させることで、ストレスを軽減し、生産性を高めることができると期待されています。

基本目標4 男女共同参画の視点からの安心安全な暮らしの実現

平成28年4月に発生した熊本地震では、授乳室や更衣室の必要性や女性用品の供給等、男女のニーズの違い等により配慮が不足するといった課題が顕在化しました。また、避難所における性暴力被害等も発生しています。激甚化、頻発化する災害への対応として、男女共同参画の視点を活かした防災体制の整備は必要不可欠となっています。また、高齢者や障がい者・子ども等、困難を抱えやすく声をあげにくい要支援者の日常的なケアは女性が担うことが多く、そうした声の代弁者としても女性が地域防災会議や防災に関する話し合いの場に参画することが重要です。

男女間における暴力は、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、人権侵害行為です。新型コロナウイルスでリモートワークが増え、自宅にいる機会の多くなった近年、DV（ドメスティックバイオレンス）（※5）や虐待（資料1）の発生件数が増加傾向にあります。意識調査4-1（P33）では、「夫婦間、恋人間で実家や友人との付き合いを監視される」といったケースのDVも散見されます。そうしたケースは、「不快に思いながらも相談するまでもない」と相談しないことが多いようです。加害者には、加害行為の認識がない人も多いため、DVに関する周知啓発を行い、暴力やハラスメントを許さない意識づくり、支援体制の強化を図ります。

また、虐待発見からDV等様々な家庭内問題が明らかになるケースも多いため、関係機関が連携協力することにより早期発見につなげます。

この他、相談窓口については、既設のものを知らない人が3割程見受けられました。ニーズに応じた相談しやすい体制を整備し、周知啓発に取り組みます。

施策の方向	取組内容
女性視点を反映した地域の防災力向上	○防災に関する施策・方針決定過程での女性の参画 ・男女双方の視点を反映した防災体制の整備を推進するため、防災会議や地域における防災組織等の意思決定の場への女性の参画を推進します。（総務課）

防災対策・避難所運営等への男女共同参画視点の取り入れ	○安心安全な避難所運営 ・女性をはじめとする多様なニーズ（高齢者・子ども・障がい者等）を反映した安心安全な避難所を開設します。 ・避難所運営にあたり、性別によって役割を固定化するのではなく、一人ひとりの希望を尊重し、話し合いで決定します。（総務課・町民福祉課） ・避難所運営にあたり、運営班には必ず女性を配置します。（総務課） ○女性・高齢者・子ども等に関連した物資の備蓄 ・それぞれの立場に必要な物資を提供できるよう女性の意見を取り入れ、定期的な点検を行います。（総務課） ・女性用の物資の確保や女性による配布体制づくりを行います。（総務課・町民福祉課）
男女間におけるあらゆる暴力の根絶・防止	○あらゆる暴力の根絶にむけての啓発活動の推進 ・DV や様々なハラスメントを含むあらゆる暴力の根絶に向けて、行政や警察のみならず職場や学校、地域団体、住民、関係機関と連携した啓発活動を推進します。（総務課・保健介護課） ・デートDV（※6）防止のために、中学校への周知啓発活動を行います。 ・DV については、児童虐待から発覚することが多いため、玉東町虐待防止連絡協議会と連携し、暴力等による被害の予防・早期対策にあたります。（保健介護課）
相談体制の充実	○ニーズに応じた相談体制の構築 ・アンケート調査では、「匿名で相談できる」、「電話で相談できる」「同性の相談員がいる」というニーズ高かったため、匿名で安心して相談できる体制の充整備を図ります。（総務課、保健介護課） ・相談に対して適切な対応ができる職員の資質向上を図ります。（総務課、保健介護課）

資料 1

虐待相談件数（福祉行政報告例）

相談種類	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
身体的虐待	0	4	4	1	8
性的虐待	0	0	0	0	0
心理的虐待	3	3	16	9	25
（うち面前 DV）	3	0	8	1	10
ネグレクト	0	1	3	8	7
合計	3	8	23	18	40

※5 DV（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者や恋人など密接な関係にある またはあった人からふるわれる暴力。身体的、経済的、性的、精神的暴力など がある。

※6 デートDV…結婚していない交際中の男女間で起こる暴力。

基本目標5 男女共同参画社会を目指した推進体制づくり

町では、議会等の政治や地域社会における意思決定の場面に女性が参画できていない状況があります。女性があらゆる分野でその能力を発揮し、活躍できるよう周知啓発や環境整備を行います。

計画に基づき、様々な施策を総合的・効果的に推進するためには、男女の社会生活における様々な施策を展開する玉東町役場内の職員の男女共同参画についての認識を深めることが重要です。役場庁内における意識向上に努め、の推進体制を強化し、関係部局と連携を図ります。また、玉東町男女共同参画社会推進懇話会を開催し、施策の進捗状況を把握し、社会情勢にあった事業を展開していきます。

施策の方向	取組内容
女性の参画の推進	○政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・各種審議会・委員会等において、委員改選時、積極的な女性登用に全庁的に取り組み女性の意見が反映される体制づくりに努めます。（全課）
協働による まちづくりの推進	○国・県・他市町村との連携 ・先進的な取組事例等の情報を収集し、情報提供に努めます。（総務課） ・国における「女性活躍推進法」の策定や施策の充実を踏まえ、国関係機関との連携、国が実施する施策の活用等を図ります。（総務課）
	○町民・各種団体等との連携 ・関係機関・団体等が一体となり地域の特性を活かした男女共同参画社会の形成に取り組みます。（全課）

【参考資料】男女共同参画に関する町内意識アンケート調査結果

○実施時期 令和6年1月～2月上旬

○対象者 玉東町在住の18歳～の男女（各年代の山北地域在住者・木葉地域在住者に分け、無作為抽出）118人

○回答率

50%（56人） 内訳：男性44.6% 女性55.4%

○回答者の年齢層

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代
6人 10.7%	4人 7.1%	6人 10.7%	8人 14.3%	8人 14.3%	8人 14.3%	10人 17.9%	6人 10.7%

○回答者の配偶者保有率

有	30人（52.6%）
無	18人（31.6%）
その他	8人（14%）

○回答者の共働き率

共働き	22人（73.3%）
共働きではない	8人（26%）

○回答者の家族の状況

単身世帯（一人暮らし）	7人（12.3%）
夫婦だけの世帯	7人（12.3%）
親・子の二世代にわたる世帯	31人（54.4%）
親・子・孫の三世代にわたる世帯	9人（15.8%）
その他	3人（5.3%）

○回答者の職業

正規社員	10人（17.5%）
非正規職員（パート・アルバイト含む）	8人（14%）
農業・家庭経営・自由業・自営業・家業	3人（5.3%）
専業主婦・専業主夫	3人（5.3%）
学生	7人（12.3%）
無職	12人（21.1%）
その他	3人（5.3%）

○調査結果

問1 あなたは、次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものをお答えください。（回答は1つ）

（1）家庭生活において

45件の回答



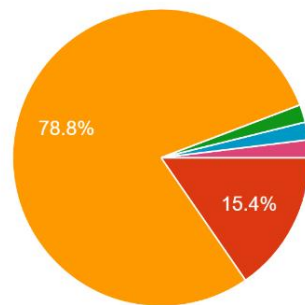
（2）職場において

41件の回答



（３）学校教育の場において

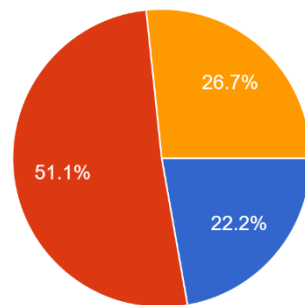
52 件の回答



- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない

（４）政治の場において

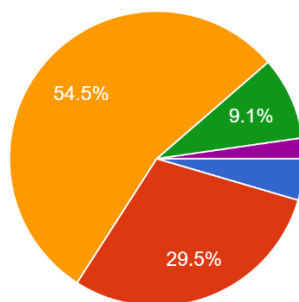
45 件の回答



- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている

（５）法律や制度上において

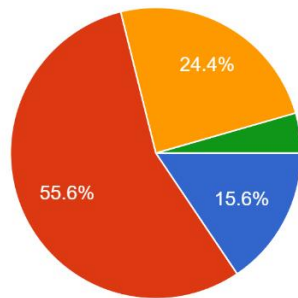
44 件の回答



- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている

(6) 社会通念・慣習・しきたりなどにおいて

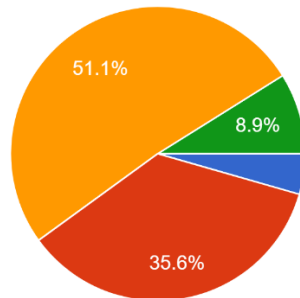
45 件の回答



- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている

(7) 自治会やPTAなどの地域活動の場において

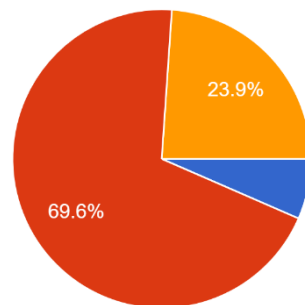
45 件の回答



- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている

(8) 社会全体で見た場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか？

46 件の回答



- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている

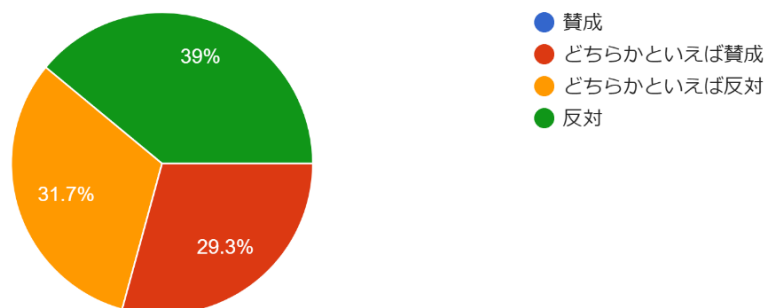
問2ー1 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。（回答は1つ）

42 件の回答



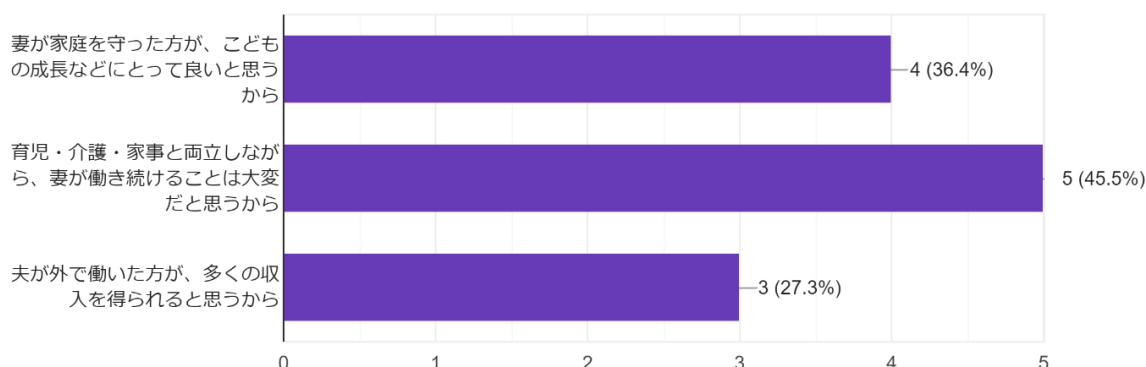
問2ー2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどのようにお考えですか。（回答は1つ）

41 件の回答



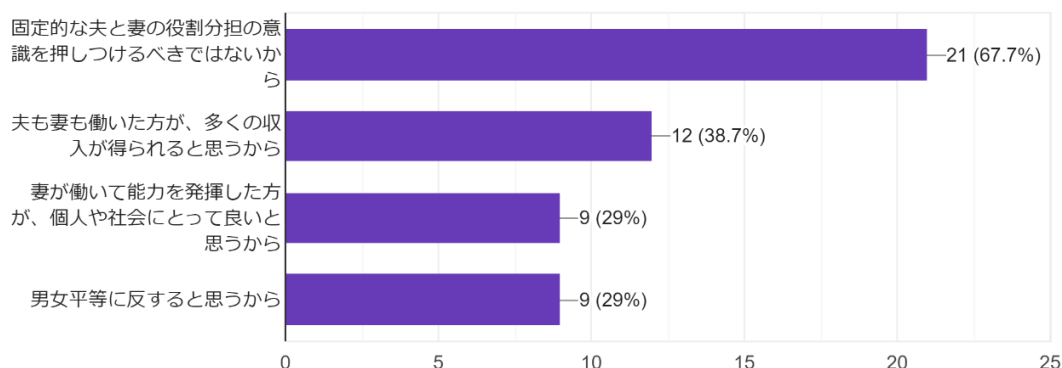
問2-3 問2-2で「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答えた者に） 賛成と思うのはなぜですか。（回答はいくつでも）

11 件の回答



問2-4 問2-2で「どちらかといえば反対」、「反対」と答えた方にうかがいます。反対と思うのはなぜですか。（回答はいくつでも）

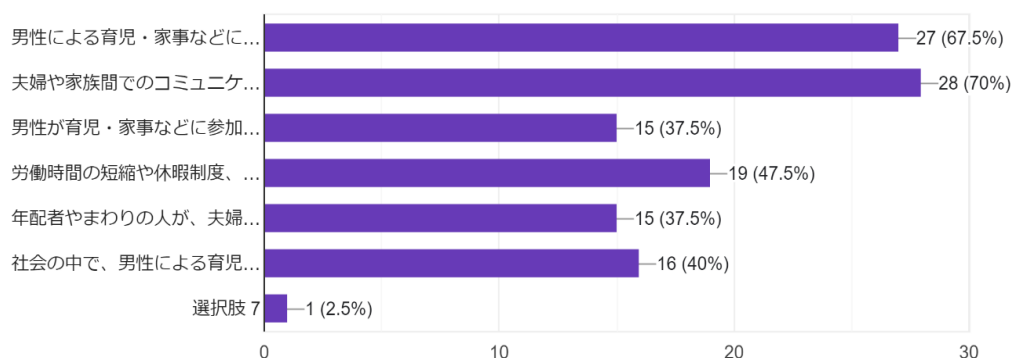
31 件の回答



問2-5 あなたは、今後、男性が育児や介護、家事、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。（回答はいくつでも）

- ・男性による育児・家事などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること
- ・夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- ・男性が育児・家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- ・労働時間の短縮や休暇制度、テレワークなどのICTを利用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- ・年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること
- ・社会の中で、男性による育児・家事などについても、その評価を高めること

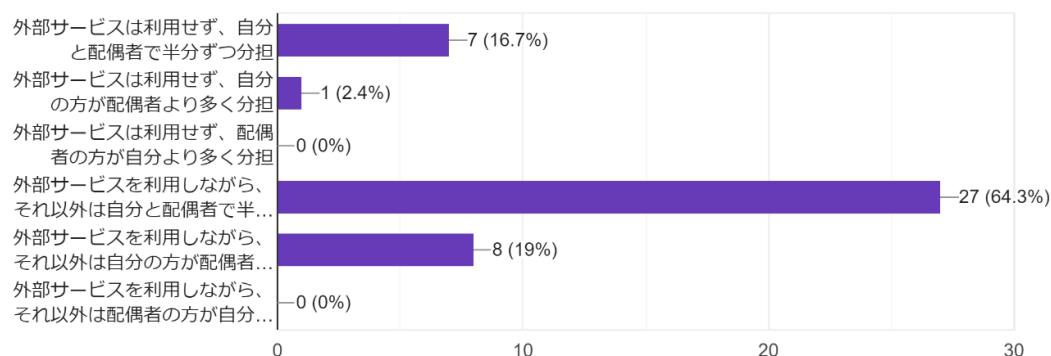
40 件の回答



問2-6 あなたは、次の育児、介護などの家庭で担われている役割について、あなたと配偶者 でどのように分担したいと思いますか。保育所、訪問介護、家事代行など外部サービス の利用も含め、あなたの気持ちに最も近いものをお答えください。 なお、育児、介護などを行っている、していないに関わらず、お答えください。また、 配偶者がいる、いないに関わらず、お答えください。（回答は1つ）

- ・ 外部サービスは利用せず、自分と配偶者で半分ずつ分担
- ・ 外部サービスは利用せず、自分の方が配偶者より多く分担
- ・ 外部サービスは利用せず、配偶者の方が自分より多く分担
- ・ 外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担
- ・ 外部サービスを利用しながら、それ以外は自分の方が配偶者より多く分担
- ・ 外部サービスを利用しながら、それ以外は配偶者の方が自分より多く分担

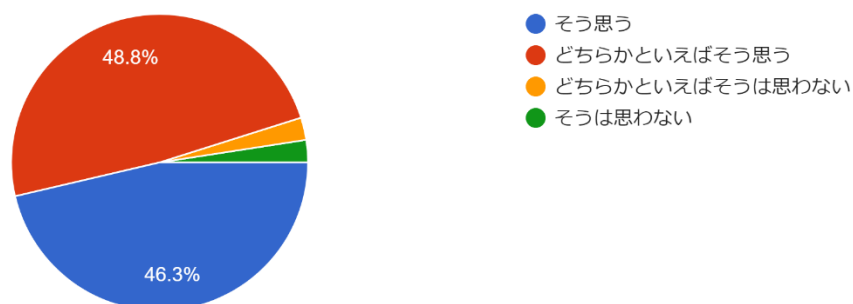
42 件の回答



問2-7 下記【資料1】によると、育児や介護、家事などに女性の方がより多くの時間を費やしていることが、職業生活における女性の活躍が進まない要因の一つだという意見がありますが、あなたはこの意見について、どう思いますか。（回答は1つ）

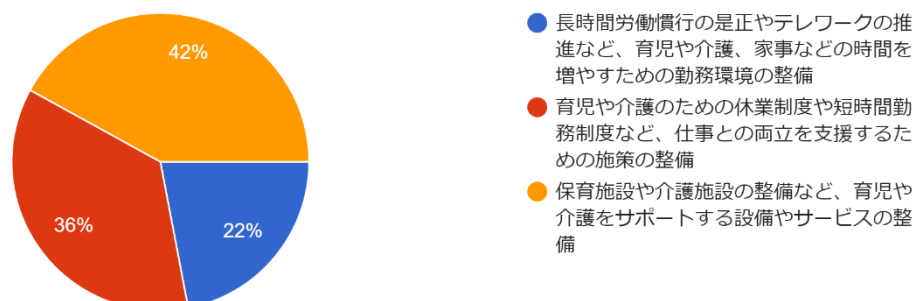
【資料1】 総務省の「令和3年社会生活基本調査」によると、夫婦共働き世帯において、1日の中で、育児や介護、家事などに費やす時間を男女別に比較すると、男性は53分、女性は4時間18分となっています。同様に、仕事に費やす時間を男女別に比較すると、男性は6時間54分、女性は4時間16分となっています。育児や介護、家事などに費やす時間は女性の方が長く、仕事に費やす時間は男性の方が長い現状となっています。

41件の回答



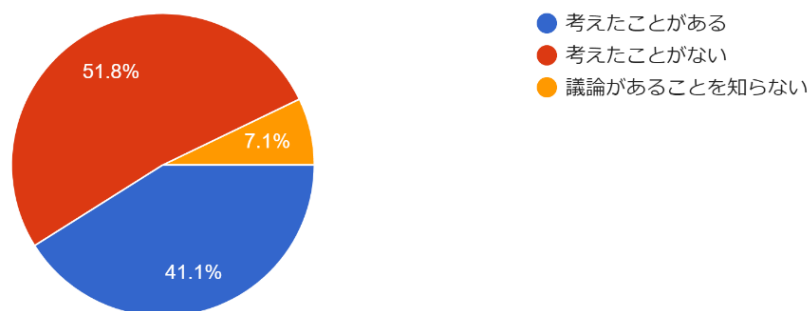
問2-8 問2-7で「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた方に伺います。育児や介護、家事などに費やす時間を男女間でバランスのとれたものとし、職業生活における女性の活躍を更に推進するためには、特にどのような支援が必要だと思いますか。（回答は1つ）

50件の回答



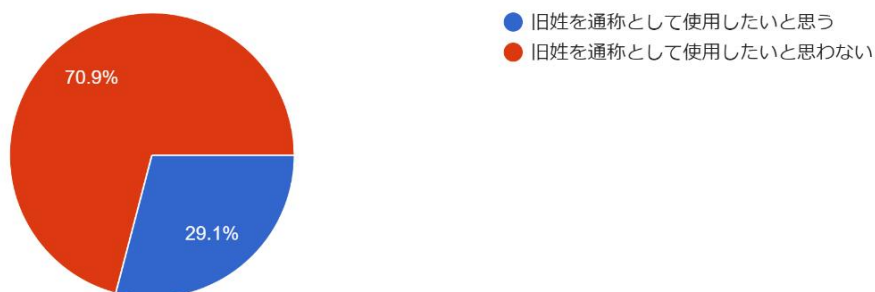
問3－1 夫婦の名字・姓に関する制度の在り方をめぐる議論について、自分または自分の周囲の人に関わる身近なこととして、あなたはこれまでに考えたことがありますか。（回答は1つ）

56 件の回答



問3－2 あなたは、仮に結婚して戸籍上の名字・姓が変わったとした場合、働くときに旧姓を通称として使用したいと思いますか。あなたが結婚している、していないに関わらず、お答えください。（回答は1つ）

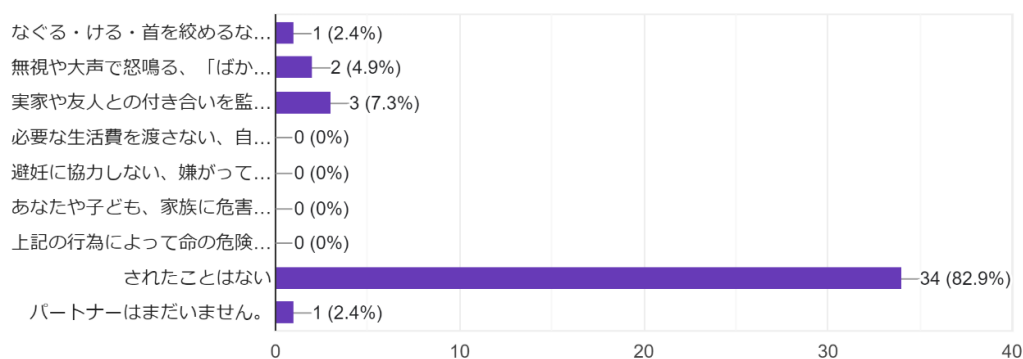
55 件の回答



問4－1 あなたは、配偶者やパートナーから次のような行為をされた経験がありますか。（回答はいくつでも）

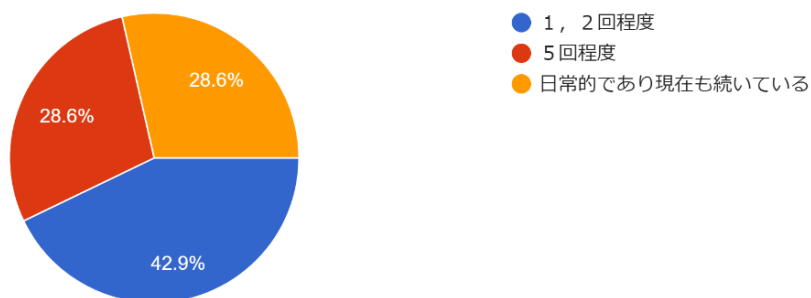
- ・ なぐる・ける・首を絞めるなど身体的に機外を及ぼす行為
- ・ 無視や大声で怒鳴る、「ばか」「誰のおかげで…」など心理的脅迫だと感じられる行為
- ・ 実家や友人との付き合いを監視・禁止するなど社会的な行動を制限されたこと
- ・ 必要な生活費を渡さない、自由にお金を使えないように監視するなどの経済的に圧迫する行為
- ・ 避妊に協力しない、嫌がっているのに性的な行為をされたり、中絶の強要をされたりしたこと
- ・ あなたや子ども、家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫行為
- ・ 上記の行為によって命の危険を感じたこと
- ・ されたことはない
- ・ パートナーはまだいません

41 件の回答



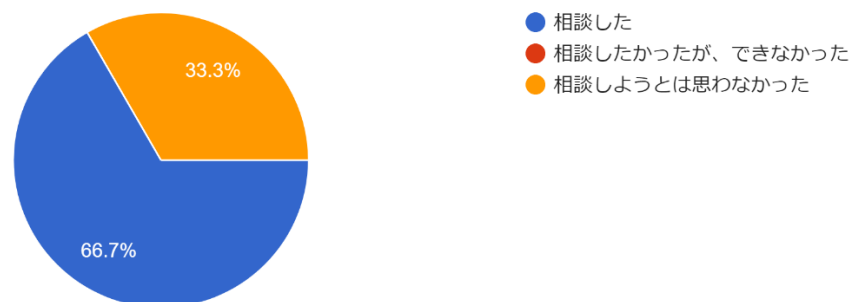
問4－2 問4－1で「されたことはない」以外の回答をされた人にうかがいます。その行為はどの程度ありましたか？（回答は一つ）

7 件の回答



問4－3 問4－1で「されたことはない」以外の回答をされた人にうかがいます。その行為をされたときに誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（回答は一つ）

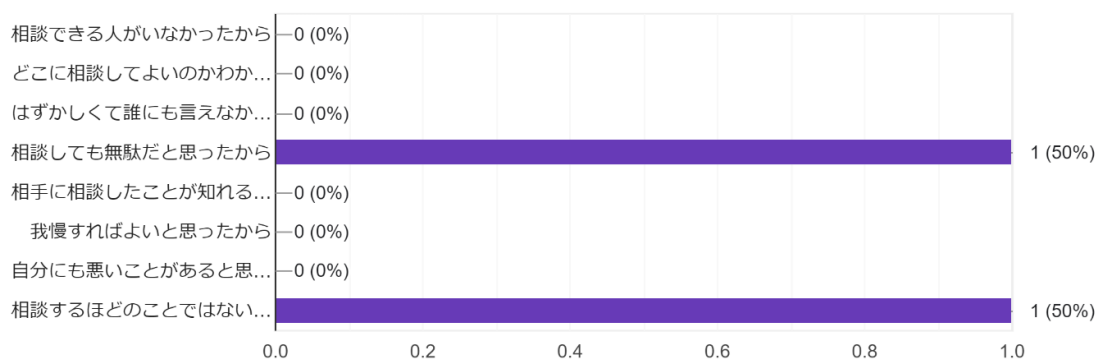
6件の回答



問4－4 問4－3で「相談したかったが、できなかった」「相談しようとは思わなかった」と回答した人におたずねします。その理由は何ですか。（回答はいくつでも）

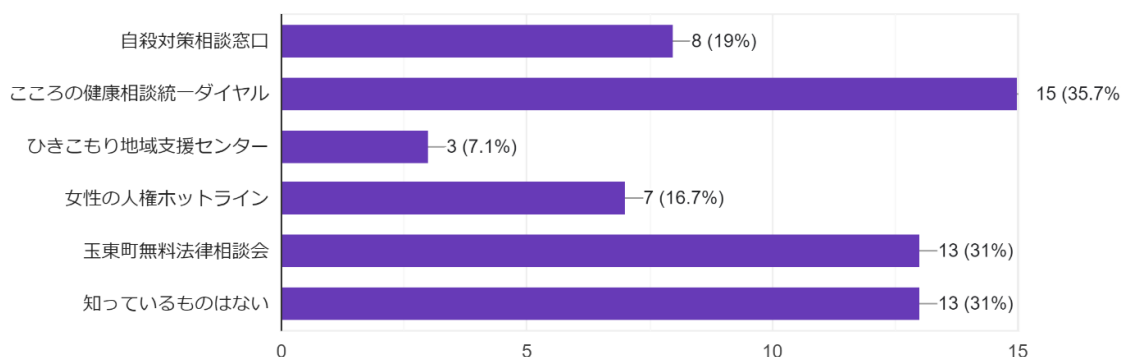
- ・相談できる人がいなかったから
- ・上記の行為によって命の危険を感じたこと
- ・はずかしくて誰にも言えなかったから
- ・相談しても無駄だと思ったから
- ・相手に相談したことが知れると自分や子どもなどに危害が及ぶと思ったから
- ・我慢すればよいと思ったから
- ・自分にも悪いことがあると思ったから
- ・相談するほどのことではないと思ったから

2件の回答



問４－５ 配偶者やパートナーから暴力を受けたときや様々な悩みなどに関する相談窓口などについて、あなたが知っているものをあげてください。（回答はいくつでも）

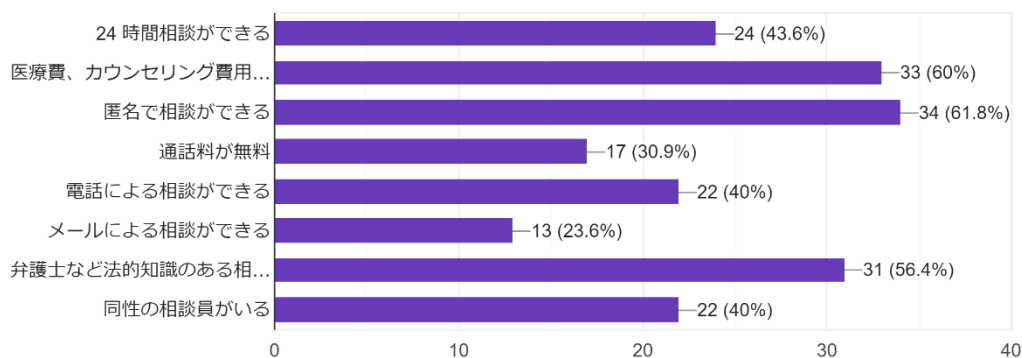
42 件の回答



問５－１ あなたは、女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などで配慮してほしいと思うことは何ですか。（回答はいくつでも）

- ・ 24 時間相談ができる
- ・ 医療費、カウンセリング費用、弁護士費用などについて、無料で支援が受けられる
- ・ 匿名で相談ができる
- ・ 通話料が無料
- ・ 電話による相談ができる
- ・ メールによる相談ができる
- ・ 弁護士など法的知識のある相談員がいる
- ・ 同性の相談員がいる

55 件の回答

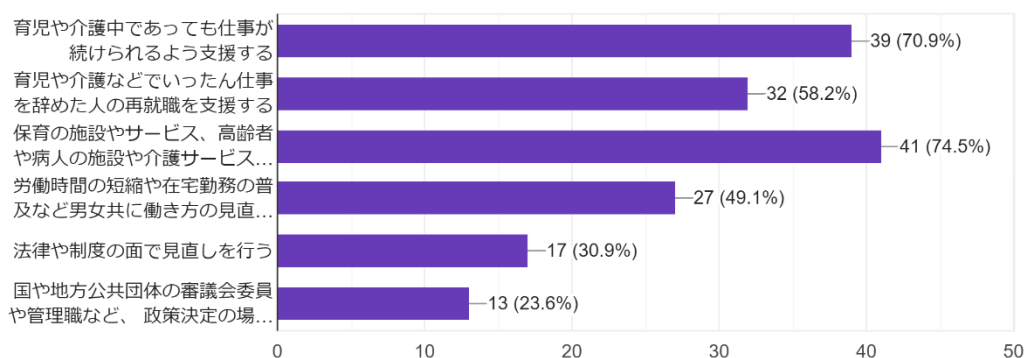


問6-2 あなたは下記の【資料2】の「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（回答はいくつでも）

【資料2】 「男女共同参画社会」とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

- ・ 育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援する
- ・ 育児や介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
- ・ 保育の施設やサービス、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する
- ・ 労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める
- ・ 法律や制度の面で見直しを行う
- ・ 国や地方公共団体の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する

55 件の回答



問6-3 上記に関して、その他のご意見がありましたら、自由にご記入ください。

・ 制度があったとしても男性の意識が変わらないと変わっていかない。育児の大変さやサポートを知るため、いろいろな教室を母親に限らず父親も対象として自覚をもって生活してもらえれば変わると思う。

・ ひとくくりに男女平等というよりも男性・女性の体力や体のつくり性質や特性などの違いを考えて、男だから女だからではなく個人個人が住みやすい世の中になればいいと思う。等

問6ー4 あなたは、現在の玉東町での生活は幸せだと感じますか？

56 件の回答

